

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った、公文書の存否を明らかにしないで公開を拒否した非開示決定を取り消し、改めて開示、非開示等の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人から、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して、法人名を特定した上で当該法人が「補聴器の販売に関する届出をしていなかった事に対する確認から指導までの流れ」に係る公文書（以下「対象公文書」という。）について、令和 2 年 11 月 4 日に開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

（2）実施機関の決定

実施機関は、対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、行政指導等を行ったことなどの有無が明らかになり、条例第 6 条第 2 号及び第 6 号に規定する非開示情報を開示することとなることを理由として、条例第 10 条第 5 項に基づき令和 2 年 11 月 16 日付けで対象公文書の存否を明らかにしない開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 2 年 12 月 3 日に実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

（1）審査請求書における主張

- ア 今回の請求に係る公文書の内容は、条例第 6 条第 3 号ただし書イの「違法又は不当な事業活動」によって生じたものであるため、開示すべきである。
- イ 既に請求内容について実施機関の担当者から口頭で報告を受けており、拒否する理由にはならない。

（2）反論書における主張

ア 条例第 6 条第 3 号について

- （ア） 本件開示請求の内容は、審査請求人が実施機関に対し当該法人について、補聴器の販売に関する届出の有無について確認を依頼した結果とし

て、実施機関の担当者から口頭で「届出が行われておらず、行政指導として始末書の提出を指示した」と報告を受けたものである。また、本件開示請求は、行政指導の内容に疑問があるため、条例第1条に照らして行っているものである。

- (イ) 処分の理由として、「本開示請求に係る事実の有無が明らかにされた場合、当該法人に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。」とあるが、本情報開示をもって当該結果になるとは考えられない。

仮に、本件開示請求の他にも当該法人に対して本件開示請求と同じ開示請求がなされた場合は、当該法人の事業活動に何らかの問題があると考えるのが妥当であり、条例に従い情報開示を行うべきである。

- (ウ) 審査請求人は当該法人で補聴器の耳栓とチューブの交換をしてもらった際、補聴器に合わない耳栓を付けられたことで、補聴器をはずした際に耳栓が耳の穴の中に入り込む被害を今年の5月に実際に受けている。また、耳栓とチューブの交換を行った当該法人の店長は交換した耳栓が補聴器に合っていないことを知りながら補聴器を使用させている。これは、補聴器を取り扱う者として無責任極まりなく、身体への安全性の確保を著しく逸脱した行為である。従って、条例第6条第3号ただし書きア及びイに該当するものである。

また、条例第3条には「この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を尊重するものとする。」とある。

イ 条例第6条第6号について

- (ア) 処分の理由の根拠として、「通常、公にしていない行政指導の情報を明らかにすることにより、県の検査方法や指導基準が明らかとなり、今後の公正かつ円滑な行政指導の実施に著しい支障が生じる。」とあるが、通常、公にしていない行政指導の情報が開示されることは無いはずである。情報開示がなされる場合は条例に従って行われるはずである。
- (イ) 処分の理由の根拠として、「検査等に関する情報が開示されることが広く知れ渡ることにより、検査等の実施のために必要な情報や関係者の理解、協力が得られなくなるなど、関係者との信頼、協力関係が著しく損ねられる。」とあるが、本情報開示をもって根拠等の結果になるとは考えられない。本開示請求は条例に従って行っている。

4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件開示請求に係る公文書は、その存否を明らかにするだけで、以下のような支障等が生ずる。

ア 特定の法人に対して、通常公にしていな行政指導等が行われたか否かという事実が公に明らかとなってしまうこととなり、仮に、行政指導等が行われた事実があるのであれば、法人にとって明らかな不利益を与える。

イ 通常公にしていな行政指導等の基準・内容等が公に明らかとなっしまい、今後の円滑な行政指導等の実施に著しい支障が生じる。

(2) その他の主張について

条例に定める情報公開制度は、開示請求者が誰であるかを考慮しないものであることから、請求者の個別的事情は判断に影響しない。

(3) 本件処分の妥当性

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、職員が行った苦情相談事実の有無が明らかになり、条例第6条第3号及び第6号の非開示情報を開示することとなるから、条例第10条第5項に基づき、公文書の存否を明らかにせず、請求を拒否したものであり、本件処分は妥当である。

5 当審査会の判断

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

(1) 存否応答拒否の可否について

本件処分の妥当性を判断するにあたっては、いわゆる存否応答拒否の可否を検討することになる。この点、条例第10条第5項は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を規定している。

そこで、本件処分の妥当性を判断するにあたっては、対象公文書の存否を答えるだけで非開示情報が開示される結果となるか否かを検討することになる。本件開示請求は、特定の法人に対して行政指導が行われたことを前提にしてその一連の経緯を明らかにする情報を求めるものとなっているところ、そのような情報のうち、存否応答拒否の可否との関係では、実施機関が主張するように、当該法人が行政指導を受けたか否かという事実が条例第6条第3号及び第6号の非開示情報に該当することが前提となるので、以下のとおり検討する。

(2) 非開示情報の該当性について

ア 条例第6条第3号(法人等の事業活動情報)に係る該当性

条例第6条第3号は、法人等に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報について、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるものを非開示情報とする旨を規定している。同号にある「当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与

えると認められるもの」とは、開示することによって、法人等又は事業を営む個人に、技術開発上、営業販売上、経営管理上、信用上の支障などを生じさせる場合をいうが、不利益を与えるか否かについては、当該情報の内容だけでなく、当該事業の性質や規模、当該事業における当該情報の位置づけ、開示した場合の事業への影響等を勘案して個別に判断することになる。もっとも、そのような不利益は明らかなものでなければならないことから、何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、情報の開示によって当該法人等又は当該個人の正当な利益を害するおそれが客観的かつ具体的に認められる場合でなければならないものとして考えるべきである。

本件処分の理由にある行政指導とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいうとされており、法的拘束力のある行政処分とは異なり、指導の対象となる法人等や個人の任意の協力を前提としている。そのため、口頭又は書面により、違法状態を是正するものからそれに至らない状態を是正するものまで、様々な内容の行政指導が、指導、勧告、助言等といった方法で行われている。また、法人等や個人の活動を規制する目的で作為や不作為を求めるものだけでなく、法人等や個人の活動への助成を目的として行われるものや利害調整を目的として行われるものもある。

この点、行政指導の内容は必ずしも法人等や個人の社会的な評価や信用を低下させるものでも法人等や個人に悪影響を与えるものではないものの、一般的には一定の行政目的に照らして許容されない事実が法人等や個人にある場合に行われるものであるとの社会的な認識があることからすれば、行政指導を受けたか否かという事実、とりわけ行政指導が行われた事実が明らかとなれば、当該法人等や当該個人に対する社会的な評価や信用が低下し、あるいは取引先との関係が悪化するといった何らかの事業活動への影響があることは必至で、その正当な利益を害するおそれが客観的かつ具体的に認められることから、行政指導を受けたか否かという事実は、同号本文の非開示情報に該当するものというべきである。

もっとも、条例は同号ただし書きアにおいて、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を開示しなければならない旨を規定している。

この点、本件開示請求に係る補聴器の販売は、医薬品医療機器等法の適用を受けており、同法は、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うことを目的として制定され、管理医療機器の販売等に係る事前の届出、高度管理医療機器に係る許可制度を導入するとともに、販売業者への改善命令、法令違反者への罰則等を規定することにより、その実効性を担保しているものである。そうであれば、医療機器等を取り扱う事業を営む法人等や個人が、所

定の手続を経ることなく販売等の事業活動を行ったことを理由として行政指導を受けたか否かという事実、とりわけ行政指導を受けたという事実は、保健衛生上の危害の発生等を未然に防止し、現に発生している危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又はその再発を防止するために必要な情報であるといえる。

したがって、当該法人が行政指導を受けたか否かという事実は、同号ただし書きアにある事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるというべきである。

イ 条例第6条第6号（行政運営情報）に係る該当性

条例第6条第6号は、検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるものを非開示情報とする旨を規定している。

この点、行政指導という業務は同号に例示されたものではない。しかも、行政指導という業務は、例示されたもののように関係する情報を非開示にすることによって業務の公正かつ円滑な実施が確保されるべきとの要請があることを典型的に肯定できる性質のものでもない。

したがって、当該法人が行政指導を受けたか否かという事実は「開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」の該当性を判断するまでもなく、同号の非開示情報に該当しない。

もちろん、前記したとおり、行政指導の内容は様々であって、個々の事案における行政指導の中には、行政指導が行われるまでの経緯において同号に例示されたものに該当する検査や監査、取締り等が行われるものがあって、そのような行政指導については同号の該当性が問題となる情報が含まれていることを否定できない。しかしながら、そのことで当該行政指導という業務全体について一律に同号の該当性が問題となるということとはできない。

したがって、行政指導に関する情報の同号の該当性については、そこに含まれている個々の情報について、例示されたものの該当性や例示されたものと同種同等の業務性の有無が個別に検討された上で、開示・非開示の判断がなされるべきだということになる。

ウ その他（審査請求人における個別の事情）

条例は、何人に対しても、また、請求の目的の如何を問わずに開示請求を認めていることから、開示・非開示の判断は、専ら対象公文書の性質やその内容

を検討した上でなされるべきものであって、自己情報についての本人からの開示請求であることや既に開示請求者が対象公文書の内容を承知していることといった個別の事情に基づいて開示・非開示情報の判断をすることはできない。

本審査会も審査請求人に何らかの個別の事情があることを理由にして本件処分の妥当性を判断するものではない。

(3) 本件処分の妥当性について

対象公文書の存否は非開示情報ではないことから、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとはいえない。

したがって、実施機関は本件開示請求を拒否することはできないから、本件処分は妥当ではない。

(4) 結論

上記のとおり、実施機関は本件開示請求を拒否することはできないから、実施機関は本件処分を取り消し、改めて開示・非開示等の決定をすべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年1月13日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年2月16日 (令和2年度第1回審査会)	・ 審 議
令和3年3月26日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	

古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)